

令和5年度外部評価指摘事項に係る改善・見直しの検討結果

NO	評価対象事業	所管部	指摘事項	前回回答(R6.5)対応状況及び今後の方針	前回回答(R6.5)スケジュール	対応状況及び今後の方針	スケジュール
1-1	男女がともに活躍できる環境づくり応援費	市)男女共同参画室	① 企業認証制度の実施効果をしっかりと評価・分析した上で、その結果に基づき、例えば、認証取得企業への更新制度を設けたり、認証制度以外の異なるアプローチを企業向けに行うなど、事業の在り方についての検討を行うこと。 ② 女性活躍推進に向けて、札幌市の施策・事業の実施を通したあるべき姿と、それに基づき実施すべき事業内容については、論理的な分析ができていないことから、事業の成果を市民が分かりやすく認識できる指標(例えば、女性正社員就業者数・役員比率の増加、男性の長時間労働の削減等)を設定し、それに基づき札幌市として実施すべき事業の検討や、事業効果の検証を行うこと。 ③ 札幌市の異なる部署にて実施する女性活躍・子育て支援関係の各種事業においては、共同での事業の実施や実施規模の在り方、部署間の役割分担や体制等の在り方を検討し、市民や企業にとって分かりやすく、かつ効率的・効果的な予算執行となるよう工夫すること。	①女性活躍には「採用」「人材定着」「両立実践」「人材活躍」等の段階があるが、企業認証制度は人手不足に悩む企業が女性活躍に取り組んでいることをPRできる等、一定の効果があると認識している。 また、現行の制度開始から7年目となった本制度は、国や道の類似の制度と比べて中小企業が挑戦しやすいように認証のハードルが低いのが特徴。そのため、認証取得企業の半数がステップ1であり、今後はステップ1認証取得企業へのステップアップの促進等が課題である。 これらを踏まえて、市内企業の女性活躍の段階や課題、求める支援等の把握が必要なため、認証取得企業に対してアンケートを実施し、課題解決に向けた女性活躍推進を支援するスキームを再整理して、より効果的な事業の在り方を検討していく。 ②事業や施策を論理的に分析するための手法であるロジックモデルの検討のため、改革推進室や行政評価委員と協議した結果、事業全体ではなく企業認証制度等具体的な取組単位でロジックモデルを新たに作成。最終的に目指す姿を「女性が生き生きと働ける社会の実現」と位置づけ、本事業の成果指標を「やりがいと充実感を感じて働く女性の割合」に再設定した。そのうえで、①のアンケートを実施し、女性活躍推進を支援するスキームを再整理して、より効果的な事業の在り方を検討していく。 ③行政評価委員会からの指摘を受けて関係部署で協議を進めた結果、対象者の一部が重複するセミナー等の主催事業を共有化することとし、令和6年度より女性の働き方や家事シェア等について一体的に取り扱う対面セミナーを経済観光局及び子ども未来局との共催にて実施予定。これにより、広報の充実が図られ対象者の層が広がり、より多角的な情報を参加者に提供することで事業効果を高められる。結果として効率的な予算執行が期待できる。	①② 【R6】 認証取得企業へのアンケート実施、市内企業の課題解決に向けた女性活躍推進を支援するスキームを再整理 【R7】 市内企業の課題解決に向けた女性活躍推進を支援するスキームを再検討 ③ 【R6】 関係部署間による共催事業の実施・見直し検討 【R7】 共催事業の継続実施	①令和6年度に認証取得企業に対して実施したアンケート結果では、認証効果として「社内の意識変化」や「企業価値の向上」、「行政からの情報に価値がある」との回答が得られた。また、企業の業種や規模によって女性活躍の課題意識が異なることが分かり、行政に同業種の事例情報の発信を求める声が多くあった。 さらに、企業経営動向調査では、中小企業の55.6%が女性活躍に関して「特に課題はない」または「どの段階にいるかわからない」と回答。加えて企業ヒアリングからは、家庭内での負担の偏りが女性の昇進に影響する、キャリアアップを求められてこなかった女性が一定数いるとの意見もあった。 これらの調査からは、市内企業における女性活躍に関する意識醸成の段階でまだ課題が多いことが明らかになり、特に市内企業の99%以上を占める中小企業に対するアプローチが重要であると分析したところ。 ②令和5年度に当課、改革推進室及び行政評価委員で協議のうえ新たにロジックモデルを作成し、最終目標を「女性が生き生きと働ける社会の実現」とし、成果指標を「やりがいと充実感を感じて働く女性の割合」に再設定した。 ①・②に対する今後の方針として、令和7年度はロジックモデルと①の分析を基に、認証取得企業へのアフターフォローを検討するほか、業種や規模を踏まえた意思決定層への働きかけとして、主要産業の業界団体・企業への重点訪問や連携提案、業種別の女性活躍事例情報の発信を行っていく。 ③令和6年度から対象者の一部が重複するセミナー等を共催化したことで、連携広報が進んだほか、各部署の事業を紹介することで、今までアプローチできていなかった層への広報が実現した。今後も引き続き最大限の事業効果を発揮できるよう情報共有と協議を継続していく。	①② 【R7】 【R8】 認証取得企業へのアフターフォロー実施、主要産業の業界団体・企業への重点訪問や連携提案、業種別の女性活躍事例情報の発信 ③ 【R7】 【R8】 共催事業の継続実施 三課合同の広報連携の検討
1-2	女性の多様な働き方支援窓口運営費	経)産業振興部		③本事業は、子育て中の女性を主な対象とした女性向け就労支援窓口「ここシェルジュSAPPORO」において個別相談やセミナー等の様々な支援を実施している。今回の指摘を踏まえ、令和6年度より同窓口において、就労、家事分担、子どもの預け先探し等について一体的に取り扱う出張セミナーを市民文化局及び子ども未来局との共催により実施予定。	R6 関係部署間による共催事業の実施(9～11月)・見直し検討 R7 共催事業の継続実施	③本事業は、子育て中の女性や働き続けたい女性のための支援窓口として、「ここシェルジュSAPPORO」を運営し、個別相談やセミナー等の様々な支援を行っている。令和6年度のセミナー共催化を踏まえ、改めて市民文化局及び子ども未来局と各事業について情報共有を行った。 今後も協議のうえ効果的な事業の継続および広報連携に務める。	【R7】 【R8】 共催事業の継続実施 三課合同による広報連携を検討
1-3	父親による子育て推進費	子)子育て支援部		③子ども未来局が主催し、啓発目的として実施したイベントは、事業周知はできたが父子同室講座集客には直結せず効果の部分で課題があった。令和6年度より、啓発目的のイベントを市民文化局及び経済観光局との共催により実施するほか、民間イベントに出展する等の方法とすることとし、事前調整を行った。	【R6】 関係部署間による共催事業、民間イベント出展の実施 【R7】 共催事業の継続実施	③令和6年度より市民文化局及び経済観光局との共催事業を実施。各事業において、それぞれの部署の広報を行うことで、従来よりも広い層に情報を届けることが可能となった。 令和7年度においても、引き続き三課での広報連携の強化を図り、より多くの市民に対して情報提供することを目指す。	【R7年度～】 ・令和6年度に引き続き、三課共催のイベント継続実施 ・各課のイベント等で連携を図りながら広報を行う。 ・三課合同の広報連携の検討
2	交通安全対策費	市)地域振興部	① 各区にて実施する交通安全教室等の実施事業について、既存の統計データや教室実施後の行動変容等の分析を行い、こういった年齢層にどのような教室を行うべきか、あるいは教室以外の手法も含めた事業内容についても検討を行い、交通事故の低減に向けて効果的な事業内容となるよう、柔軟な事業構築を行うこと。 ② 全市・各区の交通安全運動推進委員会の組織体制の見直しを検討し、全ての区に一律で事務局長1人・指導員3人を配置するのではなく、事業実施の規模等、実態に見合った組織体制について、各区の事務局長ポストの在り方も含めた見直しの検討を行うこと。	交通安全教室の主な対象者は未就学児童、小学生及び高齢者をはじめとした地域住民である。令和元年～5年における各世代の交通事故による死傷者数の1年間の平均及び当該人口(R5.4.1現在)における割合は、未就学児童が13.0人・0.02%、小学生が71.6人・0.08%、高齢者が571.4人・0.10%となっており、小学生と高齢者の死傷者の割合は同水準にあるため、いずれに向けた取組も重要であると認識している。 小学生に対しては、市内すべての小学校を対象に教室を実施する。また、未就学児童についても、全国的に小学校に上がったばかりの児童が死傷する交通事故が多発し、近年「魔の7歳」という表現がなされていることから、小学校入学前、低年齢時に直接語りかける参加型の交通安全教育が非常に重要と考える。札幌市では当委員会以外に小学生や幼児を対象として継続的に交通安全教室を実施している団体はないことから、内容について常に見直しを行いながら創意工夫を重ね、引き続き教室を実施していく。 高齢者に対しては、老人クラブ連合会に加盟しているすべての老人クラブに対し教室の実施を案内しており、近年コロナ禍のため実施回数は大幅に減少していたが、令和元年度以前は年間約200件、6,000人以上を対象に実施していたことから、まずは同水準の回復を目標として実施する。 なお、各区の差異を解消するための取組の1つとして、幼稚園・保育園における教室をすべての区で年2回実施することを目標とする。また、小規模区から大規模区への支援を試行的に実施するとともに、交通教育指導員の負担軽減、事務局長の事務見直しや在り方などについて検討する。	R6.4～ 幼稚園・保育園を対象とした交通安全教室の年2回実施を試行する。 交通教育指導員の負担軽減、事務局長の事務見直しや在り方などについて検討する。 R6.12頃 翌年度の交通安全教室実施に向けた当年度の検証(各区の負担や事務局長による教室の分担等、各区の差異を解消するための方策を検討)	①交通安全教室の主な対象は未就学児童、小学生及び高齢者であり、札幌市において継続して交通安全教育を実施している団体は他に無い。 未就学児童及び小学生は全国的に「魔の7歳」と呼ばれるほど交通事故が多発する傾向にあり、高齢者は昨年の中市における交通事故死者数の8割を占めている状況にあることから、小学校全校及び老人クラブ連合会に加盟している老人クラブに対する交通安全教室は継続実施する必要がある。 ただし、交通事故の傾向は大小あるも毎年変わることから、前年度の交通事故状況を踏まえ、取組みを強化すべき対象を毎年見直して、柔軟かつ効果的な事業を構築する。 ②区規模に差異がある中、全区一律の人員配置によって交通安全教育機会に差異が生じないよう、令和6年度から幼稚園・保育園の交通安全教室を全区2回実施することとし、概ね達成した。継続実施とする。 事務局長は、4期40日の交通安全運動の実施における町内会と警察署等の関係機関との連絡調整役を担っており、各区に必要であると考えている。また、現行の指導員3人体制は、現在実施している交通安全教室の持続的な実施に必要な最小単位と考えている。 なお、区の規模等によって交通安全の推進に差異が生じないよう、事務局長・交通教育指導員の役割分担や区推進委員会全体の業務内容の見直し等を進めていく。	R7.7:各区交通教育指導員座談会を開催し方向性の共有 R7.9:高齢者に対する交通安全教室の内容確認 R7.12:当年度交通事故状況の検証 R8.2:令和8年の交通安全教室に向けた検証

令和5年度外部評価指摘事項に係る改善・見直しの検討結果							
NO	評価対象事業	所管部	指摘事項	前回回答(R6.5)対応状況及び今後の方針	前回回答(R6.5)スケジュール	対応状況及び今後の方針	スケジュール
3-1	文化芸術振興費	市)文化部	6団体への補助金については、将来にわたり同じ補助形態を継続するのではなく、例えば、札幌の文化芸術振興への貢献や市民への成果の還元といった目標設定も行い、事業効果を検証すること。併せて、必要に応じ補助金交付団体や交付額等の切替え等も行い、効果的・効率的な補助制度となるよう検討すること。6団体への補助への効果検証を行うとともに、交付団体や交付額等の切替なども行い、効果的・効率的な制度となるよう検討すること。	補助金を活用した各団体の事業が、これまで本市の文化芸術振興にどの程度寄与したか、効果を検証するため、各事業への市民の参加実績等について調査を進めているところ。 今後、上記調査を踏まえ、各事業の新たな目標設定を検討し、より効果的・効率的な制度の運用を目指す。	令和6年度 ・各事業実績の検証 ・新たな目標設定及び事業の見直しの検討、補助団体との協議 令和7年度 ・事業見直し	令和6年度は、各団体に対し、これまでの事業実施状況と成果を踏まえ、今後の事業効果検証のための指標の設定及び指標達成に向けた事業手法の見直しについて協議を実施。 令和7年度は、①事業の広がりを検証するため、「新規参加者数」を指標に設定する、②人材育成のため子ども向けのワークショップの強化を図る、といった見直しへの着手を予定。 引き続き、効果的・効率的な制度の運用を目指し、各団体と協議し事業手法の見直し等を進めていく。	【R7】 各団体と事業指標設定及び事業手法見直しに向けた継続協議、見直し等の実施 【R8以降】 指標の進捗管理、(主に指標の達成状況が芳しくない取組について)事業手法見直し検討
3-2	さっぽろ天神山アートスタジオ運営管理費	市)文化部	① 事業内容について、滞在アーティストへの宿泊支援が中心となっているが、規則の文言に照らし、市民がメリットを享受するため、滞在アーティストと市民との交流は必ず行うようにしていくべき。 ② 本施設でのアーティストの研究・創作活動等の意義について、市民の納得感が得られるよう検証するなど、施設の在り方も含めた見直しを検討すること。	国内外のアーティストが札幌に滞在しながら創作活動を行うアーティスト・イン・レジデンスの拠点である特性を生かし、多様な滞在アーティストと市民との交流を更に促進し、市民がより一層メリットを享受できるようにするため、関係者と協議を進めているところ。 また、アーティストに対する創造活動場所の提供とそれに伴う市民との交流状況を検証し、市民にとって、より効果が還元されるような施設運営の在り方を検討する。	・これまでの実績の検証(R6.4～5月) ・施設の運営形態などの協議(R6.6月～) ・管理規則の改定協議等(R6.9月～)	滞在アーティストと市民との交流を更に促進するため、令和7年4月1日以降の申請分から市民との交流を必須にしたところ。 また、アーティストに対する創造活動場所の提供とそれに伴う市民との交流状況を検証し、市民にとって、より効果が還元されるような施設運営の在り方を検討する。	【R6】 ・関係者との協議により制度を変更 【R7】 ・滞在アーティストの市民交流を必須化 ・施設の運営形態などの協議を継続
3-3	500m美術館運営費	市)文化部	現在の運営状況において、札幌独自の文化芸術の発信やアートシーンへの刺激という目的に十分貢献しているとは言い難いことから、美術館のあるべき姿や目的を再設計した上で、その目的に即した施設用途となるよう、施設の在り方や予算の執行方法について再検討すること。	美術館のあるべき姿を検討するため、従来の通年実施WEBアンケートに加えて、令和6年3月に不特定多数に対する対面アンケート(148名回答)を実施したほか、同年8月に広報部インターネットアンケート(約500名回答)による調査を実施する。 また、令和7年度以降の事業見直しに向け、美術専門家のほか、500m美術館への展示経験のある作家やボランティア(500メーターズ)等に対するヒアリングを実施し、事業効果を多角的に分析して、施設の在り方につき検討を図っていく。	・R6.3.15～16に500m美術館付近の地下コンコースで対面アンケート実施済 ・R6.8月に広報部インターネットアンケート実施予定。 ・R6年度上半期に文化芸術分野の専門家、実際に展示した作家などからヒアリング ・R6年度下半期：上記調査結果を踏まえて、令和7年度以降の事業体制を決定 ・R7年度～：見直し後の事業内容にて運営	500m美術館のあるべき姿を検討するため、従来の通年実施WEBアンケートに加えて、令和6年3月に不特定多数に対する対面アンケート(約150名回答)と同年9月に広報部インターネットアンケート(約500名回答)を実施した。また、同年10月に文化芸術分野の専門家や過去に展示経験のある作家、ボランティア等に対してヒアリングを実施した。 当該ヒアリングからは、本美術館関連の活動を通じて、新たな繋がりが交流ができたことで自身のステップアップに繋がったり、普段とは異なる視点や発想により刺激を受けたりという結果が得られ、アートマネジメントに係る人材育成や札幌独自の文化発信といった効果が得られていることが確認できた。インターネットアンケートでは、本美術館に対する否定的な意見は少なく、若手作家の展覧会を希望するなどの声は多く見られたものの、美術館自体の存在や取組内容が十分には認知されていないことが確認できた。 これらの結果を踏まえ、令和7年度は、SNSやHPを積極的に活用した広報の強化、アート無関心層でも作品の意図が把握できるような親しみやすい作品の展示、更なる市民参加・市民還元を推進するための市民との共同制作展示・学生展示を実施する。	・ガラスケース展示(年4回) (R7.5.31～R8.3.27) ・ウォールゾーン展示(年2回) (R7.4.1～R8.3.31) ・アンケート調査(WEBアンケート、対面アンケート)
4	区福祉の窓口運営費	保)総務部	活動指標である「案内員による市民の案内件数」については、カウントにバラつきがあると考えられること、また、本来は市民の課題解決への貢献度合いとして、例えば待ち時間の解消や市民への申請サポートなどの貢献度を成果指標として設定すべきであることから、本事業の在り方を見直し、市民の課題解決に資する、あるべき案内機能についての手法を検討すること。 併せて、各区役所に設置している総合案内との機能面での重複や役割分担を踏まえ、例えば長期的には、ワンストップで市民の課題解決が担えるような運用を、総合案内の所管部局とともに検討するなど、区役所全体として来庁者の課題解決に資する手法について検討すること。	①業務内容と活動指標について カウント対象にバラつきがあるため(※)、10区で案内全件カウントに変更。合わせて保健福祉部、市民部、それ以外をカウントできる様に様式変更。(※トイレ、売店、外部(コンビニ等)などの案内件数の扱いに違いがあった。) ②成果指標について 総合案内と同様に、時期を絞って来庁者満足度アンケートを実施予定。方法、時期については新受託者と相談予定。(令和6年7月から新契約) ③総合案内との機能重複について 福祉案内員の在り方については、新中央区役所の新たな取り組みを検証しつつ、区役所窓口DXにより案内員の在り方も変化していくことが予想されることから、それらを考慮しながら今後の方向性を見定めつつ検討を行う。	①令和6年4月から新カウント方法開始 ②来庁者アンケート令和6年8月実施予定 ③下記項目の検討進捗を注視しながら関係部局と検討を進める 【参考情報】 ・区役所窓口DX ・中央区フロアマネジャー	①業務内容と活動指標について(令和6年度実施済) カウント対象にバラつきがあるため(※)、10区で案内全件カウントに変更。合わせて保健福祉部、市民部、それ以外をカウントできる様に様式変更。(※トイレ、売店、外部(コンビニ等)などの案内件数の扱いに違いがあった。) ②成果指標について 総合案内と同様に、時期を絞って来庁者満足度アンケートを実施。合わせて成果指標も来庁者の満足度に変更。 ③総合案内との機能重複について 各区福祉案内員に対する来庁者の満足度や中央区複合庁舎の案内員(※)の実績等を踏まえ、総合案内を所管する部局(市民文化局)と検討を継続する。(※中央区複合庁舎は令和7年2月に建て替えられており、転入など複数の窓口で手続きが必要な場合、フロアマネジャーが発券機を活用して手続きに必要な窓口をお知らせする、庁舎一体的な案内体制を採用している。)	①令和6年4月から新カウント方法開始 ②来庁者アンケート令和6年10月実施 (令和7年度も同時期に実施予定) ③総合案内を所管する市民文化局と検討を継続
5	はり・きゅう・マッサージ施術料助成費	保)保険医療部	札幌市として事業の効果を把握することができず、高齢者の一部の方にしか受益がない制度となっており、市民への説明責任が十分果たせないのであれば、本事業は廃止すること。その上で、例えば、健康リスクの高い層、低所得者層、健康寿命延伸に結び付く事業など、より実施効果が見込まれる他の事業に、本事業が要していた財源を振り向けていくこと。	行政評価を受け、5つの関係団体と複数回にわたり個別に協議を行っているところ。 一部の団体からは、利用者や施術所への影響を踏まえると現状においては事業廃止を受け入れることは難しいとの声がある。 札幌市としては、丁寧な説明を引き続き行っていくとともに、今後の方向性を慎重に見定めていきたい。	関係団体と引き続き協議を行っていくとともに、本年度内に方向性を定める。	関係団体と複数回にわたり個別に協議を行い、事業を廃止せざるを得ないものと判断。 令和9年度末をもって廃止する一方、利用者や施術団体等の影響を最小限に抑えるため、令和7年度から3年間の経過措置期間を設けることとした。	令和9年度末で事業廃止。 令和7年度から9年度まで経過措置を実施。

NO	評価対象事業	所管部	指摘事項	前回回答(R6.5)対応状況及び今後の方針	前回回答(R6.5)スケジュール	対応状況及び今後の方針	スケジュール
6-1	札幌国際交流館	総)国際部	現状の施設の設置目的のもと、札幌市が将来にわたって本施設を所有し続けることは、市民への説明が困難と考えられることから、当該施設の民間による利活用の可能性など、民間企業への意向調査等を実施するとともに、施設の利用を前提としない多文化共生・国際交流事業を推進するためにも、適当な時期に施設自体の廃止も含めた検討を行うこと。	本施設は、スポーツという言葉によらないコミュニケーションを通じて市民による国際交流を推進してきたものであり、多くのイベント等の開催などにより、一定の成果をあげてきたところだが、この度の外部評価による指摘を真摯に受けとめ、用途廃止を含めた検討を始めている。 しかしながら、本施設はリフレサッポロという複合施設の中核となっており、単純に廃止したのでは複合施設全体の機能に対して大きな影響が生じることが予測される。また、指摘にある民間企業への意向調査については、平成24年にも実施しているものの、結果として不調となっており、再度実施したとしても同様の結果になるおそれがある。令和6年度予算には、指摘を踏まえ、施設の有効活用についてのサウンディング調査の経費を計上したところだが、こうした状況を踏まえると、本施設と合築となっている他の施設まで対象を拡げて調査を行うべきと考えており、所管部局との協議を進めている。 今後も引き続き、以下の諸点を踏まえ、本施設のあり方や用途廃止も含め、丁寧に検討を進めていく。 ・本市の国際施策における本施設の役割と代替手段 ・用途廃止とした場合、その後の施設の活用のあり方 ・入居する他団体等との調整や複合施設内の他の施設を含めた活用のあり方	現在の指定管理期間中に、各種の調査検討や入居する他団体との調整内容を踏まえながら、見直しの方向性を決定していく。	外部評価での指摘を踏まえて、本市の国際施策における本施設の必要性などの観点から、施設の用途廃止も含めた検討を行っている。 なお、民間企業における利活用の可能性も探るため、サウンディング型市場調査を実施するとともに庁内における利活用の可能性についても検討を行っている。 また、本施設は複合施設リフレサッポロの一部であり、施設全体へ大きな影響が生じることを見み、引き続き入居する他団体等と調整しながら丁寧に検討を進めていく。	現指定管理期間(令和9年度まで)内に廃止を含めた在り方の検討を行う。
6-2	札幌留学生交流センター	総)国際部	今後も留学生の増加傾向が続く一方で、民間主体の受入れも多くなってきた中で、多文化共生・国際交流事業を推進する上で、居住支援以外に必要な生活支援策をしっかりと施策立案していくためにも、将来的には、適当な時期に、施設の廃止や家賃補助等のソフト事業への転換等も含めた検討を行い、必要な財源を他の有効な事業に振り向けていくことを検討すること。	本施設は、本市に居住を始める留学生が、渡航前から住居を確保することができるほか、日本語習得の支援やスタッフによる生活支援等を通じて日本で生活をするためのルール等を身に付けることができる場となっている。また、周辺の町内会ともイベントや防災訓練を通じて交流があるほか、大学からの入居希望も定数を上回っているところであり、留学生が安心して生活をする上で一定の役割を果たしてきたものと認識をしているが、この度の外部評価において、留学生が増加する中、民間主体の受入も多くなっているといった指摘があったことを真摯に受けとめ、用途廃止を含めた検討を行っている。 具体的には、市内の大学と留学生支援の方向性などについて意見交換を始めているほか、本施設と合築となっている札幌国際ユースホステルの所管部局との協議を進めているところ。 今後も引き続き、以下の諸点を踏まえ、将来的な用途廃止を含めて、丁寧に検討していく。 ・他の留学生支援策と比較検討 ・市内各大学の留学生支援についてヒアリング調査及び意見交換 ・用途廃止とした場合、その後の活用のあり方 ・合築となっている札幌国際ユースホステルの将来検討との整合	現在の指定管理期間中に、各種の調査検討や合築施設との調整内容を踏まえながら、見直しの方向性を決定していく。	外部評価での指摘を踏まえて、留学生が真に必要としている支援を把握するため、令和6年度に続き令和7年度は新たな視点を加えた追加調査を実施しているところ。当該調査結果を踏まえ、本施設の在り方検討を進めていく。 なお、本施設は観光・MICE推進部所管の「札幌国際ユースホステル」と併設施設であることから、観光・MICE推進部とも連携を図りながら検討を進めている。	現指定管理期間(令和9年度まで)内に廃止を含めた在り方の検討を行う。
7	札幌市保養センター駒岡	保)高齢保健福祉部	高齢者の休養を目的とした本施設を将来にわたって所有し続けるには課題も多くあり、施設の利用を前提としない高齢者等の福祉施策を充実していくためにも、施設の耐用年数や大規模改修の時期等を総合的に勘案し、適当な時期に、施設の存廃を含む在り方について、再度札幌市として検討すること。	高齢者人口や宿泊・保養機能を備えた民間施設の増加など、施設開設以降の社会的背景の変化を踏まえ、中長期的な視点で今後の施設の在り方を検討する必要があると考える。 一方、平成22年度の事業仕分けで「不要(廃止)」の判定を受け、在り方検討委員会の議論を経て存続した経緯があることから、それらの事情・経緯を踏まえて慎重かつ丁寧に検討する必要があると考える。	今後多額の更新費用等が生じることが想定されることから、施設の耐用年数や大規模改修の時期を見据え、中長期的な時間軸で見直しを検討する。	高齢者人口や宿泊・保養機能を備えた民間施設の増加など、施設開設以降の社会的背景の変化を踏まえ、中長期的な視点で今後の施設の在り方を検討する必要があると考える。 一方で、本事業は平成22年度の事業仕分けで「不要(廃止)」の判定を受けたものの、多くの市民からの反対や、平成22年第3回定例市議会において陳情が提出され、審議の結果、全会一致で採択されたことを受け、在り方検討委員会の議論を経て存続した経緯があることから、それらの事情・経緯を踏まえて慎重かつ丁寧に検討する必要があると認識。 令和6年度においては、令和7年度から11年度までの指定管理者制度の更新に加え、利用者から適正な費用負担をいただくため施設使用料等の引き上げを実施した。また、市有施設としての目標耐用年数まで20年以上あるが、大規模改修の時期等も見据える必要があることから、上記指定管理期間中に本施設の在り方を検討するよう整理したところ。 令和7年度においては、本施設が市街化調整区域に立地している福祉的施設であることを踏まえ、今後の利活用の可能性について関係部局と調査・検討を行うとともに、利活用が可能であればサウンディング調査の実施についても検討を進める。	現在の指定管理期間(令和11年度まで)中に本施設の在り方の検討を行う。 令和7年度は、市街化調整区域であることを踏まえた利活用について調査・検討を行い、利活用可能であればサウンディング調査の検討を進める。
8	札幌国際ユースホステル	経)観光・MICE推進部	施設の設置当初からは時代が変遷し、民間運営による低廉で多様な宿泊施設が増加している状況を踏まえ、施設の耐用年数や大規模改修の時期、あるいは、民間への売却のニーズ等を総合的に勘案し、適当な時期に、本施設の廃止を含めた検討をすること。	条例の設置目的を踏まえた施設の必要性や、施設を維持する場合の財政的なリスク等について総合的に整理し、本施設の廃止を含めた在り方検討を行う。その際には、本施設は国際部所管の「札幌留学生交流センター」と併設施設であることから、国際部とも情報共有を図っていく。	現指定管理期間(令和9年度まで)内に廃止を含めた在り方の検討を行う。	条例の設置目的を踏まえた施設の必要性や、施設を維持する場合の財政的なリスク等について総合的に整理し、本施設の廃止を含めた在り方検討を行っているところ。 なお、本施設は国際部所管の「札幌留学生交流センター」と併設施設であることから、国際部とも連携を図りながら検討を進めている。	現指定管理期間(令和9年度まで)内に廃止を含めた在り方の検討を行う。